

戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

——九〇年代の返還問題の起源とドイツのユダヤ人継承組織（JRSO）——

武井 彩佳

はじめに

一九九〇年代後半、ヨーロッパ諸国の政府・企業はホロコーストの犠牲となったユダヤ人の財産の返還要求をつきつけられた。⁽¹⁾ まず、ナチが強奪したユダヤ人財産を戦後国有化した旧共産主義諸国に対し、その返還を求める動きが生まれた。だが最も激しい非難の矛先が向けられたのは中立国スイスであり、なかでも犠牲者の銀行預金から不当に利益を上げたとされるスイスの諸銀行であった。戦後に遺族が預金の払い戻しを求めたものの、口座情報の不備などの理由で拒否された例、所有者と音信不通になった口座の預金が長年にわたる管理費で食いつぶされた例が実際にあっ

戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

た。⁽²⁾ 返還要求は銀行預金にとどまらず、他の分野にも飛び火した。犠牲者が払い込んだ生命保険の掛け金をそのまま自社利益とした保険会社、戦時下の略奪品と疑われる絵画を所蔵する美術館——これらに対しアメリカではいくつもの民事訴訟が起こされ、外交問題にまで発展した。

戦後半世紀を経て返還問題が再燃したことに、「なぜ今ごろ」という声も聞かれた。これに対しては一連の説明がなされた。まず、冷戦の終結と東欧の体制転換によりこれまで凍結されていた財産問題が一気に流動化したこと。非公開であった旧共産主義諸国の文書館が開放され、ヨーロッパ規模でユダヤ人財産略奪の詳細が明らかになったこともこの流れを加速した。さらに過去数十年でユダヤ人の悲劇に関する理解が深まり、これまで政治体制ゆえに補償を受

けられなかった旧ソ連・東欧のホロコースト生存者を早急に救済する必要性が認識されたこともある。そのためには、エリー・ヴィーゼルの言葉を借りれば、いままで「話すには気が引けた」⁽³⁾こと、つまり犠牲者の財産について話す必要がでてきたのであった。さらに経済のグローバル化により企業活動に国境がなくなり、アメリカの集団訴訟を受けやすくなったことも指摘された。⁽⁴⁾

この問題の根源は、言うまでもなくホロコーストで六百万とも言われるユダヤ人が命を落とし、ヨーロッパ中で莫大なユダヤ人財産が非ユダヤ人の手に残されたままになっていたことにある。特に問題とされた財産の少なからぬ部分分が、財産所有者がその家族・親類ともども殺害され、返還を求める者が一人としていない「相続人不在の財産」であり、戦後の返還措置からもれることが多かったことである。しかし世界的な返還「ブーム」が去った今振り返ると、当時の論議においてはいくつかの重要な要素が見落とされていたことに気づく。

第一に、相続人不在のユダヤ人財産返還の要求は今に始まったことではなく、これをユダヤ人の手に取り戻す試みは終戦直後からなされてきた。中欧・東欧のユダヤ人社会がナチにより壊滅的な打撃を受けたことが疑いもなくなつた一九四四年頃から、アメリカやパレスチナのユダヤ人社

会の指導者は、「ユダヤ人」として迫害を受け命を落とした者の財産は「ユダヤ民族」に帰すべきであり、その同胞に託されるべきだと主張していた。⁽⁵⁾ 財産をホロコースト生存者の救援に利用するためである。このため財産の信託人となる国際的なユダヤ人団体を設立し、これによる相続人不在の財産の一括的な管理・相続を提唱した。しかし当時はこのような超国家的な要求は、様々な政治要因に阻まれてほとんど実現しなかった。その後、東西対立の激化で返還は凍結され、このため問題が現代まで持ち越されたのである。

第二の点は、ユダヤ人財産のその同胞による相続が主なヨーロッパ諸国で実現しなかった反面、ほとんど唯一といってよい例外がドイツにあったことである。後のドイツ連邦共和国（西ドイツ）となる英・米・仏連合軍占領地区では、ナチ体制下で「アーリア化」されたり、国により直接没収されたりした財産の返還が軍政府の返還法により義務付けられた。その規定により、相続人不在であるかもしくは返還請求のなされなかった（それゆえ相続人がいないと推測される）ユダヤ人財産の相続人として、各地区で「ユダヤ人継承組織（Jewish Successor Organizations）」が設立された。継承組織は不在となった所有者に代わり返還を受け、財産を管理・運営・売却し、その収益は世界中のユダヤ人ナチ犠牲者の福利に利用された。しかし、近年の論議でこ

の点が言及されることはほぼなかった。

第三に、近年の論議では相続人不在の財産に対するユダヤ人側（「世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）」や「世界ユダヤ人返還組織（World Jewish Restitution Organization、以下WJRO）」⁽⁹⁾といった政治的団体）の主張する権利が何に論拠を置くのか、この肝心な点は問われなかった。九〇年代の返還問題は、ユダヤ人財産から不当に利を得たとされる企業がユダヤ人側と金銭的和解に達し、また各国で犠牲者救済のための補償基金が設立されて収束した。この際、銀行口座にせよ保険契約にせよ正当な権利を持つ者の遺族が存在する場合は、当然のことながら彼らが第一に補償を受けた。しかし債権者が実在するケースは多数ではなく、和解金の少なからぬ部分は真正銘の相続人不在の財産に対するものである。しかし「相続人の不在」とは、死者がよみがえることがない以上、変更可能な状況であり、問題とされる財産に対していかなる人間も権利を持たないことを意味する。それゆえ国家という第三者が介入する余地が生まれるのである。この点を考慮すると、九〇年代の返還は本来権利を有する者が存在しない財産に対して、誰が、誰のために要求したものであったかを明らかにする必要がある。戦後、俗に「ユダヤ世界（World Jewry）」と呼ばれるものは、ホロコーストにより

命を落とした同胞の財産を要求してきた。「ユダヤ人財産のユダヤ人民族による相続」という理念こそが、九〇年代の返還要求のバックボーンなのである。

本稿は、ホロコーストをへて「ユダヤ民族（the Jewish people）」が相続人不在のユダヤ人財産の集合的な相続人として登場し、この理念がドイツのアメリカ軍占領地区における「ユダヤ人返還継承組織（Jewish Restitution Successor Organization）」⁽⁸⁾（以下JRSOと略記）において実現される過程を検証する。JRSOの他にもイギリス地区で「ユダヤ人信託法人（Jewish Trust Corporation）」（以下JTCと略記）、フランス地区で「JTCフランス部門（Branche Française de la JTC）」（以下JTCFランス部門と略記）というユダヤ人継承組織が設立されたが、本稿ではJRSOに限定して分析する。その理由は、JRSOが他地区に先駆けて設立されたため、後発の二組織（それぞれ一九五〇年と五二年に設立）はJRSOが確立した返還処理のパターンを大筋で踏襲したからである。ソ連軍占領地区・東ドイツでは政治的理由からユダヤ人継承組織は設立されなかった。西ベルリンについては、一九四九年に英・米・仏地区共通の返還法が施行されたが、これはアメリカ地区返還法とは管轄が異なっていたので扱わない。

一 パリ賠償会議（一九四五）とパリ講和会議

（一九四六）

——「ユダヤ人」という集団の認知——

第二次世界大戦終結以前から、パレスチナやアメリカを中心としたユダヤ人社会の指導者の関心事は、いかに国際社会に「ユダヤ人」という国境を越える一つの集団の存在を認めさせ、その法的要求に支持を取り付けるかにあった。ユダヤ人は一つの人種として迫害され抹殺対象とされたのであり、その意味で彼らは国籍別ではなく「ユダヤ人」として救済されねばならなかった。しかし「ユダヤ人のものはユダヤ人に返せ」という主張は、道義的には正しくとも法的に正当化するには困難であった。明確な領土を持つ主権国家とは異なり、「民族 (people)」は国際法の対象にならないからである。

しかし、ユダヤ人を一つの集団として扱う必要性は、法的な問題というよりは現実の政治の問題であった。終戦と同時に東欧のホロコースト生存者がパレスチナへの移住を求めて大規模な移動を開始し、ドイツ・オーストリア・イタリアの西側連合軍占領地区へ流入を始めていた。彼らは自ら故国を棄てて新天地を求めたのであり、帰国を望むのに戻れないでいる難民と同じではなく、ユダヤ人DP

(Displaced Persons) と呼ばれた⁽¹⁰⁾。連合軍は地区内にDPキャンプを設立して彼らを収容した。流入するユダヤ人は増加の一途をたどったが、当時イギリスの委任統治下にあったパレスチナには厳しい移住制限が敷かれ、正規の移住は困難であった。ユダヤ人は待遇のよいアメリカ軍占領地区に集中し、一九四五年末の時点でドイツとオーストリアのアメリカ地区内のユダヤ人DP人口はすでに六万人を超えていた⁽¹¹⁾。軍にとってDP再定住のための資金捻出は深刻な問題であった。

一九四五年末、パリで賠償会議が開かれた。ドイツとの国家賠償を協議する場であったが、アメリカ政府がドイツによって支払われる賠償金の一部をユダヤ人DP援助のために確保することを提案したのを受け、国際的な枠組みでこの問題を解決する必要性が認識された。パリ賠償会議最終協定の第八条において、ドイツ国内で連合軍が発見した通貨以外の金（指輪などの装飾品、一部には絶滅収容所で殺害されたユダヤ人の歯の金の詰め物など）と、中立国内のドイツ在外資産の売却益より二五〇〇万ドルを「ドイツの行為により帰国不可能となった犠牲者」の援助に当てることが定められた⁽¹²⁾。「ドイツの行為により帰国不可能となった犠牲者」とは、それと名指しすることはなくとも、圧倒的多数がユダヤ人であることは明白であった。さらに重要

なのは、スイスやスウェーデンなどの中立国に対し、国内にある相続人不在の財産をナチ犠牲者援助のために放出するよう勧告したことである。⁽¹³⁾ ドイツの侵略から財産を守るために中立国内に資産を移したものの、帰らぬ人となったユダヤ人は実際多かった。しかし領土内にある相続人不在の財産の処分は、その国の自由裁量にゆだねられるのが常であり、この条項はこれまでの法的慣行を大きく踏み越えたものであった。ある犠牲者集団の財産を、国籍の枠を無視して同様の迫害を受けたその同胞のために提供するように国際社会が促したのは前代未聞であった。これらの点でパリ賠償会議はいくつかの前例を作った。まず、ユダヤ人犠牲者を一つのカテゴリーとして他の一般の戦争犠牲者と区別したこと。そして国際法上の主体とならない集団を、国際的な取り決めで援助しようとしたことである。

この流れを引継ぎ、一九四六年に始まったパリ講和会議では、ルーマニアとハンガリーの講和条約に国内のユダヤ人市民の待遇に関する条項を盛り込むことが決められた。旧枢軸国の中で両国が特別な制約を受けたのは、ドイツに友好的なファシスト政権下でユダヤ人が迫害・追放・殺害されたためである。相続人不在のユダヤ人財産については、両政府はこれを国内のホロコースト生存者の救援に当てるために、現地のユダヤ人の代表組織に引き渡すことを規定

した。⁽¹⁴⁾ つまり、相続人不在の財産に対する国の権利をユダヤ人財産に限って停止し、犠牲者集団による共有の相続を認めたのである。

パリの二つの会議は、ユダヤ人という独立したカテゴリーを認めず、その集団性を国籍という枠組みに従属させてきた伝統に穴を開けた。しかし、これらの規定が実行に移されることはなかった。中立国内のドイツ資産より二五〇〇万ドルは何とか拠出され、DP援助のためにユダヤ人救済団体に分配されたものの、国内の相続人不在の財産を自発的に引き渡した中立国はなかった。なかでもスイスは、二五〇〇万ドルのうち五〇〇万スイスフラン（約一一六〇万ドル）を拠出すると約束したものの、その履行をたびたび延滞し、最終的には当初約束した五〇〇〇万スイスフランを三三〇〇万フランまで減額することに成功した。⁽¹⁵⁾ さらに国内の相続人不在の財産については、実は一九四九年と五〇年にそれぞれポーランド、ハンガリー政府と半ば秘密裡に協定を結び、国内の商業銀行に存在する両国籍者所有の休眠口座の預金を各政府に引き渡した。⁽¹⁶⁾ これらの口座がホロコーストの犠牲になった両国のユダヤ人に属することは明白であった。逆にポーランド、ハンガリー政府は、この金で国内で国有化されたスイス企業の財産に対する補償を行った。つまり、ユダヤ人として殺害された者の財産で、

スイス・ポーランド・ハンガリーの三政府が利を得たのである。これはユダヤ人犠牲者は国籍に関係なく独立した一つのカテゴリで扱うというパリ賠償会議の精神に反していた。さらに、ルーマニアとハンガリーの講和条約で明文化されたユダヤ人財産に関する規定も、両国が共産主義化したことにより実質的に反故にされた。

では、他のヨーロッパ諸国に残されたユダヤ人財産はどうなったのか。端的に、ユダヤ人の財産をその同胞の手に取り戻すという試みは失敗に終わった。世界ユダヤ人会議をはじめとするさまざまなユダヤ人団体が各国政府に働きかけ、ユダヤ人財産のユダヤ人犠牲者のための有効利用を訴えたが成果は上がらなかった。中にはギリシャ、イタリア、オーストリア、英米管理下の自由都市トリエステなどのように、相続人不在のユダヤ人財産は現地のユダヤ人コミュニティに委託され、国内でのその再建と犠牲者の救済に使用され得ると定めた国もある。しかし、対象となる財産自体大きくなく、さらに財産の有効利用を国内に限ったため、その恩恵を受けたユダヤ人は決して多くはなかった。実際、当時最も緊急な援助を必要とするナチ犠牲者を多く抱えていたのは、これらヨーロッパ諸国の脆弱なユダヤ人共同体ではなく、大多数のユダヤ人難民を受け入れたパレスチナ・イスラエルであった。もっとも、ポーランド

やユーゴスラビア、オランダといったユダヤ人の死亡率が非常に高かった国々（それゆえ大きなユダヤ人財産が残された国）では、ユダヤ人財産をその同胞に委託するような法制はなされなかった。

一般に、ソ連の衛星国家となった東欧諸国では、終戦時にナチ財産として国の管理下におかれた旧ユダヤ人財産はその後国有化され、その社会主義経済に組み込まれた。皮肉にも、第二次世界大戦によってもたらされた戦前システムの崩壊は、社会の過激な刷新を可能にした。その一つが農地改革に代表される富の再分配である。ここにおいて「不在となった人々」の財産は、社会主義的「平等」社会の構築に貢献したのである。他方、西欧諸国では東とは異なった理由で、ユダヤ人財産のユダヤ人のための有効利用は実現しなかった。ドイツの敗北はその人種理論におけるユダヤ人と非ユダヤ人の区別を無効にし、これ以後「ユダヤ人」というカテゴリーは公的には存在しなくなった。国家とマイノリティの関係が従来の国民国家におけるそれに立ち戻ると、ユダヤ人犠牲者は一般の戦争の犠牲者の中に退いて見えなくなった。ここにおいてユダヤ人財産の特別扱いは、ナチの人種理論の受容と同意義と見なされたのである。

二 ドイツの例外——JRSOの設立

ドイツが他のヨーロッパ諸国と決定的に異なっていたのは、第三帝国を法的に継承するラントが犠牲者の財産を相続するということは、政治的にも同義的にも認められない点にあった。さらにドイツは敗戦国であり、占領規定で連合軍が賠償・補償に関する権限を留保したためドイツ側に決定権はなかった。財産の国庫帰属という選択肢が最初から排除される以上、財産は正当な権利を有すると考えられる個人もしくは集団を信託人にするよりほかはない。しかし、ユダヤ民族全体を相続人とするといったような超国家的な要求は、容易に戦勝者の理解を得られなかった。まずソ連は、私有財産制の否定という共産主義的立場から反対した。フランス革命の理念に立つフランスは、「ユダヤ人」というカテゴリーは原則として存在しないとされた。さらに当時パレスチナ問題を抱えていたイギリスは、返還された財産がユダヤ人の不法移住や反英武力闘争の資金源になる恐れがあるとして反対した。こうした中で比較的ユダヤ人側の要求に理解を示したのがアメリカ政府であった。前述した通り、ヨーロッパに駐留するアメリカ軍はユダヤ人DPの問題に直面していた。一九四六年七月、ポーランドの

戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

キェルツェでポグロムが発生し、四〇人以上のユダヤ人が現地住民や民兵に殺害されると、西側連合軍占領地域に逃げ込むユダヤ人が急増し、一九四七年夏にはドイツのアメリカ地区のユダヤ人DP数は十五万七〇〇〇人に膨れ上がっていた。⁽¹⁷⁾パリ賠償会議で定められた枠内でのDP援助では全く不十分であり、このような状況下では相続人不在の財産をユダヤ人の代表に託して彼らに犠牲者の援助を任せてしまえば、アメリカ軍の負担が軽減されるという利点があった。⁽¹⁸⁾この功利主義的な理由のほかにも、本国におけるユダヤ人団体の強力なロビー活動や、トルーマン政権内にユダヤ人に対する同情もあったので、一九四六年秋にはユダヤ人財産のみを対象とした継承組織設立が基本的に合意されていた。⁽¹⁹⁾

一九四七年になって継承組織の設立が具体的な段階に入ると、ユダヤ世界の指導者は、財産に対し正当な権利を有するのは「ユダヤ民族」全体であり、返還による収益の有効利用が地理的に限定されない形で組織が設立されること、そして継承組織に対するラント政府の介入を極力排除することに心を砕いた。⁽²⁰⁾というのも、一九三三年にドイツに暮らしていた約五〇万人のユダヤ人のうち、三〇万人以上が戦後も国外におり、国内にある者は二万人にも満たず、財産の有効利用の対象がこの小さな集団に限定されてしまっ

ては意味がなかった。継承組織の構想そのものがドイツ内のユダヤ人財産のドイツ外への移転を意図しており、特にパレスチナにおけるユダヤ人国家の建設に寄与すべきというユダヤ世界内の合意があった。そのため資産の国外流出を嫌うラント政府というドメスティックな要素の介入を排除する必要があったのである。

一九四七年一月一〇日、「確定可能な財産の返還」を定めた軍政府法律第五十九号（アメリカ地区返還法）が公布された。その第十条には次のようにある。「軍政府に任命される継承組織は、「ドイツ」民法一九三六条（相続人なく死亡した者の財産の国庫帰属）に定められる被害者の全財産に対し、国に代って権利を有するものとする。」⁽²¹⁾

一九四八年六月二三日、返還法規定第三号によりJRSOが相続人不在であるか、もしくは返還請求がなされていないユダヤ人財産に対する継承組織として認命された。⁽²²⁾規定第三号は、JRSOは「代弁すべく権限を与えられるところの集団全体の一般的利益のために」、⁽²³⁾返還による収益をその福利厚生に利用することを定めている。ここで重要なのは、「集団全体」とは誰を指すのかという点である。ドイツのユダヤ人社会の財産を処分するのだから、これを創造した人々、つまり内外のドイツ・ユダヤ人を代弁すべきだ⁽²⁴⁾というもつともな主張があった。だがアメリカ軍当局は規

則の中で「集団全体」の定義をしなかった。集団の国籍についても言及していない。それは、JRSOが自ら代弁している主張する集団があるが、この主張を全面的に認め、権限を与えられたからである。JRSOはその法人設立定款の中で団体の目的を次のように述べている。「(当団体は)ナチ、ファシストの迫害と差別の犠牲となったユダヤ人個人、団体、文化・慈善基金、財団、またコミュニティのために、さらにそれらに代わって、またそれらの継承者として、財産またはあらゆる形の財産権の返還要求などのために援助し、行動する。」⁽²⁵⁾つまり、JRSOは居住地、国籍に関係なく「ユダヤ人」としてナチ迫害を受けたすべての者を代弁するのである。さらに規定第三号はJRSOが返還を請求できる「ユダヤ人財産」の定義、つまり「ユダヤ人」の定義をしているが、これは実質的にナチの定義に立ち戻っていることが重要である。というのは、ユダヤ教徒でなくてもニュルンベルク法の定義でユダヤ人とされた者や（ただし一九三三年以前に自らの意思で改宗した者はその限りではない）、非ドイツ国籍のユダヤ人の財産も含むからである。⁽²⁶⁾犠牲者本人が自らをユダヤ人と見なしていたかというアイデンティティーの問題は不問に付し、被った損害によって「ユダヤ人」を定義したのであった。

JRSOの認命は、アメリカ政府が「ユダヤ人」という

民族集団を国際政治上、さらには国際法上の一つの主体として認知し、これに事実上の財産の継承権を与えたことを示していた。しかし、これは戦後世界の一般的な政治潮流から明らかに逸脱するものでもあった。戦後の国際社会は、第二次世界大戦の悲劇は民族主義の鼓舞が間接的な原因となったと考えた。実際に、東欧諸国の民族的マイノリティーがナチの第五列となった苦い経験があった。そのため大戦間に国際連盟が新興国民国家のマイノリティーを国際条約で保護したような体制は好ましくないとし、マイノリティーの権利を「人権」という一般的かつ包括的な概念に取り込んでしまう方向に転換したのである。⁽²⁷⁾このような流れの中でアメリカ政府がユダヤ人の集団性を認め、特別な措置を是としたのは例外であった。戦後ヨーロッパ諸国が瓦礫からの再建を強いられたのに対し、圧倒的な政治力・経済力をもって西側世界のリーダーとなったアメリカの後押しがあったからこそ、ユダヤ人継承組織という国民国家の枠を越える特異な組織が設立されえたのである。

三 ユダヤ民族による財産継承

ここでは、「ユダヤ人の財産のユダヤ民族による相続」という理念が現実の返還プロセスにおいていかに実現され

たのか、そのシステムを明らかにしたい。軍政府法律第五九号は、一九三三年一月三〇日のヒトラー政権の誕生から一九四五年五月八日のドイツ降伏までの間に、人種・宗教・国籍・イデオロギーもしくはナチズムに対する反対を理由に不当に奪われた「確定可能」な財産の返還を義務付けた。ここでの返還は原則として「原状回復」である。当初、「確定可能」とは返還法施行時に存在している財産であると解釈され、これはおもに不動産であった。その他多くの動産（株券、保険契約、貴金属、家具など）はすでに売却され確定不可能となっており、現物の返還は事実上不可能であったからだ。JRSOは左記の期間中に地区内で所有者に変更があった不動産を土地台帳や税務署の記録などを使って調査し、状況的に「アーリア化」が疑われるもの、元の所有者が「ユダヤ的」な姓名であるものなど、すべて請求した。財産が相続人不在であるか否かは、何親等までの相続が認められているかでかなり範囲が異なってくる。ところが返還法は等親による相続の制限を明記しておらず、またドイツの民法には実際にはそのような制限はないため、理論上はどれだけ遠い血縁者でも相続権を持つ。このような場合、「相続人の不在」を証明することは実質的に不可能である。そのため、JRSOは個人により返還請求されていないという理由で請求をせざるを得ない。しかしJR

S Oの請求期間は個人のそれと重なっていたため、個々の財産について今だ請求されていないか照合するのも不可能であった。そのため、請求権を消滅させないために、不正に奪われたユダヤ人財産であると思われるものをすべて請求したのであった。一九四八年十二月三十一日の請求期限までに、J R S Oの請求は十六万三〇〇〇件を越えた。⁽²⁸⁾

この後、J R S Oは「アーリア化」の当事者と和解を目的とした示談を行った。J R S Oは現物の返還よりも金銭による和解を優先した。J R S Oの目的は財産の現金化によるユダヤ人犠牲者の迅速な救済にあり、不動産そのものの返還を受けると、維持管理費用がかかるうえに買い手を探す必要も生まれ、収益が減少するからである。しかし相手側が和解を拒否する場合は、原状回復を求めた。その際にJ R S Oは、死亡したユダヤ人が財産売却時に受け取った対価を「アーリア化」の当事者に支払う必要があったが、一九四八年の通貨改革で十ライヒスマルクが一ドイツマルクに切り下げられたため、支払う額は十分の一で済んだ。しかし、不動産の購入者が実際にそこに住んでいるような場合、また「アーリア化」した商店や農地で生計を立てているような場合、返還に対する反発は強く、⁽²⁹⁾少なからぬ数の訴訟に発展した。ドイツ市民の間では、西ドイツが主権を回復すれば返還法は大幅に緩和されるか廃止されると噂

され、時間稼ぎをするために和解を拒み、訴訟に持ち込む者が数多くいた。また返還義務を負ったドイツ人の間には、J R S Oはプロの弁護士と銀行家から成る「国際的」ユダヤ人の団体であり、善良な財産所有者を搾取するといった反ユダヤ主義的ステレオタイプがあり、和解は容易ではなかった。⁽³⁰⁾一九四七年の返還法施行から一九五一年四月末までにユダヤ人個人による請求はその半数近くが解決済みであったのに対して、J R S Oのそれは四分の一にも満たなかった。⁽³¹⁾J R S Oの試算では、通常の返還手続きでは返還完了までに二〇年から三〇年かかるとされ、⁽³²⁾そのため個々の不動産について返還請求を行う限界は早くから認識されていた。

J R S Oの返還請求の相手方には、財産所有者である私人のほか、各ラントの財務省があった。周知のように大規模なユダヤ人財産の「アーリア化」や直接的な没収に関するしたのは、ライヒや旧ラント、ナチ党関連組織であった。また多くのドイツ人がこれらを介してユダヤ人財産を購入したのである。返還法施行当時、ライヒはすでに存在しておらず、またナチ党などもすべて解体されていたから、第三帝国の公的・半公的機関が負うべき法的責任を誰が負うのかという問題があった。この点に関し、返還法は戦後の⁽³³⁾ラントの財務省に対して請求を行うよう規定した。ライヒ、

ラント、ナチ党関連組織に対する請求は「ライヒ請求」と呼ばれ、ライヒが法的に存在しない限りでラントは返還措置における最大の債務者であった。このような状況から、まだ実現していないJRSOの請求権をラント政府へ一括売却するという案が浮上した。対象となるのはラント財務省が返還義務を負うライヒ請求と、JRSOとドイツ人所有者の間で係争中であるか和解に向けた交渉が続いている個別の請求の双方であった。ラントの側からすれば、JRSOの債権を購入すると確かにライヒ請求を一括して処理できるという利点はあるが、係争中の債権を引き受ける場合は、今度は自らが財産所有者である市民に対して返還を迫るといふ、政治的に非常に困難な立場におかれることを意味した。第三帝国において公的な機関がユダヤ人財産の「アーリア化」を推進した経緯からも、かつての迫害者が今度はユダヤ人財産の返還を求めることには根本的な矛盾があった。対してJRSOにとっては、一括売却により返還手続きの早期完了が期待でき、様々なコストが抑えられる利点があった。これはユダヤ人犠牲者の迅速な援助という方針からも望ましかった。加えて政治的な理由もあった。一九四九年頃よりドイツ市民の間で返還に反対する組織的な運動が生まれていた。⁽³⁴⁾ アメリカ高等弁務府も、西ドイツを反共産主義陣営に取り込む必要から返還の早期終了を望

んでおり、JRSOの立場が相対的に弱化したところでは明白だった。JRSOはできるだけ早い時期にドイツでの活動を終了する必要があった。

ラントは債権の購入に決して乗り気ではなかったが、高等弁務府の強い圧力もあって、一九五二年二月三日のヘッセン政府との合意を皮切りに、六月にブレーメン、一月にヴュルテンベルク・バーデン、翌年七月にバイエルン政府と、アメリカ地区のすべてのラント政府との合意が成立した。⁽³⁵⁾ ラントはまだ実現されていないJRSOの請求権と、ヴュルテンベルク・バーデンの場合のように、すでにJRSOに返還済みの不動産をまとめて購入した。⁽³⁶⁾ 四ラントへの一括売却の総額は約四三五〇万マルクであった。⁽³⁷⁾ これに対し、私人との和解、もしくは返還された不動産の売却による利益は、西ベルリンのアメリカ地区を含めても約四三〇〇万マルクであり、⁽³⁸⁾ 一括売却の重要性が明らかになる。

ここまでのJRSOの請求は、狭義での「確定可能」な財産の原状回復を求めるものであった。しかし、第三帝国においてユダヤ人は不動産のみならず、有価証券、抵当権、銀行口座等、ありとあらゆる形態の動産も国により奪われた。直接的な没収のほかにも、ユダヤ人に対する特別税や、「帝国ユダヤ人連盟 (Reichsvereinigung)」を介した擬似契約など、さまざまな形態をとっている。JRSOとラン

ト政府との合意でライヒ請求の一部（主に不動産に対するもの）は実現したが、当然のことながらこれはすべての請求ではない。これらの動産に対する価値賠償もしくは損害賠償の責任はライヒが負うべきものであったが、当のライヒがもはや存在せず、さらに財産自体も存在していなかったため、「確定不可能」な動産に対するライヒ請求は理論上でしか成立しなかった。

一九五二年五月二六日、西ドイツは英・米・仏旧連合軍勢力とドイツ条約を締結した。ドイツ条約に関連する条約の一つである「移行条約（Überleitungsvertrag）」の調印によって、西ドイツはライヒに対する請求を十五億マルクを上限に自らの債務と認め⁽³⁹⁾た。一九五七年に発布された連邦返還法（Bundesrückerstattungsgesetz, BRüG⁽⁴⁰⁾）はこの合意を基にしている。これにより、それまで理論上でしか存在しなかったライヒ請求が実現可能なものとなった。これは当初「確定不可能」とされた動産に対する請求が成立することを意味した。つまり、「確定可能」とは返還法施行時における状態を意味せず、財産が剥奪された時点で「確定可能」であったなら請求が成立すると解されたのである。当然のことながら、どんな財産も奪われた時点では存在していたので、結果的に莫大な請求が生まれた。一九五六年三月一六日、西ドイツ政府はユダヤ人継承組織によ

るライヒ請求に対し、JRSO、JTC、JTCフランス部門を相手に七五〇〇万マルクを支払うことを合意した。JRSOはそのうちの約五二パーセント、約三八三万マルクを受け取⁽⁴¹⁾った。継承組織はライヒ請求のほかにも、西ドイツ政府から様々な請求に対する給付を受けているが、ここでは割愛⁽⁴²⁾する。

総括すると、JRSOによる相続人不在のユダヤ人財産の返還は次のような経緯をたどった。①不動産を中心とする個々の確定可能な財産に対し返還を請求し、債務者と金銭的な和解に至るか現物の返還を受けた。②ラント政府にまだ実現されていない請求権を売却した。③西ドイツ政府がJRSOを含むユダヤ人継承組織に対し、連邦返還法と連邦補償法に基づく給付を行った。

ではアメリカ地区のユダヤ人財産は、JRSOの活動を通していかにしてナチ犠牲者の救済に利用され、最終的にユダヤ民族の再生に役立てられたのか。JRSOはあくまでも非営利の財産の信託人である。返還による収入はユダヤ機関（Jewish Agency）やジョイント（American Jewish Joint Distribution Committee）といった世界規模で活動するユダヤ人救援組織に分配された。ユダヤ機関はヨーロッパからイスラエルへのユダヤ人の移住援助と国内での移民の吸収に、ジョイントはヨーロッパのDPキャンプの運営

など、主にイスラエル外での救援活動に分配金を使った。

これらの組織の基本方針は、最も緊急な援助を必要とするところに金をつぎ込むことにあった。例えばユダヤ機関は、JRSOからの最初の配分で、プレハブ住宅を購入した。⁽⁴³⁾

当時イスラエルにはホロコースト生存者が続々と到着し、人口の急激な増加で住宅不足が深刻となっていた。移民の中には長い間テント生活を強いられる者も多かったのである。ニーズの順でいくと、最も困窮するユダヤ人とは、明らかに戦後無一文の状態でヨーロッパから移住した東欧出身のユダヤ人DPであった。戦前・戦中にドイツから移住した三〇万を越えるユダヤ人は、移住先の国籍を取得して「比較的まし」な生活を送っていた。つまりJRSOは本来ドイツのユダヤ人社会に属していた財産を処分したにもかかわらず、主に財産の恩恵を受けたのはこれを創造したドイツ・ユダヤ人ではなかったのである。

最終的にJRSOの収益の約五七パーセントはユダヤ機関に、約二八パーセントがジョイントに、一一パーセントがドイツから移住したユダヤ人で構成される世界的組織、「ドイツ出身ユダヤ人評議会 (Council of Jews from Germany)」に、四パーセントがイスラエル国内の宗教プロジェクトに分配された。⁽⁴⁴⁾ 一九四七年から一九七二年までの二五年間で、ユダヤ機関は約一億一四〇〇万マルクをJ

RSOから受け取っている。⁽⁴⁵⁾

JRSOの分配金は、ホロコースト犠牲者が精神的・肉体的に回復できる社会環境を整備するという観点から使われた。犠牲者が極端な困窮状態にある場合は現金の支払いという例外的な措置がとられたが、原則として個人に対する金銭の給付による補償ではなかった。「個」の救済よりは「集団」の利益にかなう方法での援助は、病院の建設、老人ホームや職業訓練学校の運営、イスラエルでは移民が入植した地域における灌漑用のパイプや建設機器の購入などに示されていた。こうして、ユダヤ人財産はドイツから移転され、世界中のホロコースト生存者の救援に役立てられた。その一部はイスラエル社会のインフラストラクチャーとなったといっても過言ではない。つまり、ドイツの財産は、ユダヤ人の「民族資産」として、集散的に民族の再生と保存のために利用されたのである。ここに「ユダヤ人財産のユダヤ民族による相続」という理念が実現されていた。

おわりに

一九八九年の東欧の体制転換は、約半世紀間凍結されていた財産問題を再燃させた。これを機にヨーロッパ諸国では自国における「アーリア化」と戦後の返還措置を再検証

する動きが生まれた。この結果、戦後初期の返還が不十分であったことが認識され、これまで法的救済を受けられなかったユダヤ人のために、様々な補償基金が設立された。ここでも補償の対象は「ユダヤ民族」という集合体である。基金の恩恵を受けるのは、問題とされた財産に法的な権利を持つ者だけではない。財産とは直接な関係を持たないが、ホロコーストという悲劇によって何らかの損害を受けた、その他多くのユダヤ人も救済対象に含まれている。つまり、ヨーロッパに残された相続人不在のユダヤ人財産の返還という、終戦直後には実現しなかった要求が、ホロコーストから半世紀を経て、各国の政治的・経済的思惑が錯綜する中、実現されつつある。

註

(1) その火付け役は、ドイツと戦時下の中立国との経済的つながりを明らかにした一九九七年の通称「アイゼンスタット第一報告 (*Eisenstat Report*)」である。これと翌年発表された最終報告は、アメリカ国務省のウェブサイトで閲覧可能 (<http://www.state.gov>)。九〇年代の返還問題に関することは、以下を参照。Marilyn Henry, *The Restitution of Jewish Property in Central Eastern Europe* (New York: American Jewish Committee, 1997); Avi Beker

(ed.), *The Plunder of Jewish Property During the Holocaust: Confronting European History* (New York: New York University Press, 2001); Michael J. Bazyler, *Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts* (New York and London: New York University Press, 2003); Stuart E. Eisenstat, *Imperfect Justice: Looted Assets, Slave Labor, and the Unfinished Business of World War II* (New York: PublicAffairs, 2003).

(2) 休眠口座についてはアイゼンスタット報告のほかに以下のもを参照。Unabhängige Expertenkommission Schweiz - Zweiter Weltkrieg (UEK), *Die Schweiz, der Nationalsozialismus und der Zweite Weltkrieg, Schulbericht* (Zurich: Pendo, 2002); Independent Committee of Eminent Persons, *Report on Dormant Accounts of Victims of Nazi Persecution in Swiss Banks* (December 1999).

(3) 一九九八年十一月、ワシントンでホロコースト期のユダヤ人財産に関する国際会議が開かれたが、この席上におけるヴァーゼルの発言である。

(4) Berthold Unfried, "Restitution und Entschädigung von entzogenem Vermögen im internationalen Vergleich. Entschädigungsdebatte als Problem der Geschichtswissenschaft," in *Zeitgeschichte* 5, September/Oktober 2003, S.244-246.

(5) このような主張はユダヤ人補償の理論家である S. Moses

と N. Robinson の著作に一貫して見られる。Siegfried Moses, *Jewish Post-War Claims* (Tel Aviv: Irgun Olej Merkaz Europa, 1944); Nehemiah Robinson, *Indemnification and Reparations: Jewish Aspects* (New York: Institute of Jewish Affairs, 1944).

(6) WJRO は東欧のユダヤ人財産の返還実現を目的に、世界ユダヤ人会議やアメリカ、イスラエルのホロコースト生存者の団体など、九つのユダヤ人組織により一九九二年に設立された上部組織である。

(7) 一九四九年に西ドイツが生まれた後も返還に関しては占領地区の枠組みが維持されたため、本稿では一貫して「アメリカ地区」という呼称を用いる。

(8) 本稿は筆者の博士論文に基づく。Ayaka Takei, *The Jewish People as the Heir: The Jewish Successor Organizations (JRSO, JTC, French Branch) and the Postwar Jewish Communities in Germany* (Ph.D thesis, Waseda University Tokyo, 2004).

(9) 継承組織の設立過程については筆者の博士論文のほかに以下のものを参照。Ernest Weissmann, “Die Nachfolge-Organisationen,” in *Die Wiedergutmachung national-sozialistischen Unrechts durch die Bundesrepublik Deutschland*, Bundesminister der Finanzen in Zusammenarbeit mit Walter Schwarz, Bd. II: Friedrich Biella et al., Das Bundesrückerstattungsgesetz (München: C. H. Beck, 1981); Charles I. Kapralik, *Reclaiming the Nazi Loot:*

戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

The History of the Work of the Jewish Trust Corporation for Germany (London: JTC, 1962); Kapralik, *The History of the Work of the Jewish Trust Corporation for Germany*, vol. II, (London: JTC, 1971). 以下の史料はハンサントの Central Archives for the History of the Jewish People (CAHJP) にあるが、史料閲覧にはリサーチワークの「対独物的損害請求会議 (Claims Conference)」の許可が必要である。

(10) ユダヤ人DPについては以下の代表的な研究を参照。Leonard Dinnerstein, *America and the Survivors of the Holocaust* (New York: Columbia University Press, 1982); Angelika Königseder/Juliane Wetzel, *Lebensmut im Wartesaal: Die jüdischen DP's (Displaced Persons) im Nachkriegsdeutschland* (Frankfurt a. M.: Fischer, 1994).

(11) Kurt R. Grossmann, *The Jewish DP Problem: Its Origin, Scope, and Liquidation* (New York: Institute of Jewish Affairs, 1951) p.11.

(12) “Paris Conference on Reparation November 9th-December 21st, 1945, Final Act,” Archives du ministère des affaires étrangères, Paris, AEF-AAA, 53.

(13) Ibid.

(14) 対ルーマニア条約の第二五条二項、対ハンガリー条約の第二七条二項を参照。

(15) *Eisenstatat Report*, p.101.

(16) UEK, op.cit., S.471.

Zionist Archives (CZA), C2, 1687.

- (32) Memorandum of the Jewish Agency-JRSO-JTC discussion on restitution and indemnification, November 11, 1949, CZA, A370, 974.
- (33) 返還法の第六十一条。
- (34) 代表的なものがフランス地区のバーデンバーデンで一九四九年に生まれた「公正な返還のための連盟 (Vereinigung für royale Restitution e.V.)」である。
- (35) ラント政府への一括売却の経緯については研究がまだ始まっていない。Weissmann, S.768-769を参照。
- (36) ヴェルテンブルク・バーデンは、政府として市民に対する債権者になることはできないという立場を崩さず、係争中の債権の購入を拒否したが、JRSOに返還済みの不動産の買上げを承諾した。
- (37) JRSO, *The Report on the Operation of the Jewish Restitution Successor Organization 1947-1972* (New York: JRSO, 1972), p.9.
- (38) *Ibid.*, p.8.
- (39) "Convention on Relations between the Three Powers and the Federal Republic of Germany and the Related Conventions signed at Bonn on 26 May 1952," p.25, YIVO, 347, 7, FAD 41-46.
- (40) BRÜG von 19 Juli 1957, in *Bundesgesetzblatt*, Teil I, S. 162-166.
- (41) 一九六四年の連邦返還法の改正で、西ドイツが認めた一戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産

五億マルクの上限が取り払われたため、継承組織は七五〇〇万マルクを越える給付を受けた。

(42) JRSO, *op. cit.*, pp.12-22 を参照。

(43) JRSO, *After Five Years 1948-1953: A Report of the Jewish Restitution Successor Organization on the Restitution of Identifiable Property in the U.S. Zone of Germany* (Nuremberg: JRSO, 1953), p.19.

(44) JRSO, *The Report*, p.37.

(45) *Ibid.*, p.35.